

墨田区公契約条例（令和5年度議案第19号）に係る付帯決議に関する
事後の状況、対応等について

議会／議案番号等／委員会（年月日）／本会議（年月日）／所管部課	決 議 ・ 内 容 事後の状況、対応等
令和5年度9月議会 議案第19号 企画総務委員会 （令和5年9月25日） 本会議 （令和5年9月29日） 総務部契約課	〈決議〉 墨田区公契約条例に係る付帯決議 〈内容〉 区は、本条例の施行に当たり、労働者に対して、労働報酬下限額及びこれを下回る報酬が支払われた場合の通報先を周知すること、労働者に対する労働報酬の支払状況について、定期的に議会に報告すること、その状況に応じて、条例改正も含めた実効的な対策について検討すること。 〈事後の状況、対応等〉 1 「区は、本条例の施行に当たり、労働者に対して、労働報酬下限額及びこれを下回る報酬が支払われた場合の通報先を周知すること」について 墨田区公契約条例第11条の規定に基づく労働者等の申出については、同条例別表7の項の規定により受注者の責務として区と受注者とで約定している。さらに、労働報酬下限額や条例第11条に規定する申出先等、受注者が労働者等に周知することとしている内容を掲載したポスター（B3版）を作成し、作業場等への掲示用として受注者に配付している。 また、ポスターのデータを区のウェブサイトに掲載し、労働者等への個別配付用として活用してもらうよう、受注者に案内している。 2 「労働者に対する労働報酬の支払状況について、定期的に議会に報告すること」について 原則として年1回、9月議会において報告を行っている。労働者に対する労働報酬の支払状況については、別紙1のとおりである。 3 「その状況に応じて、条例改正も含めた実効的な対策について検討すること」について 事業者側・労働者側双方の意見を尊重する観点から、状況に応じて、墨田区公契約審議会で議論することを含めて検証していく。 ※今年度、条例の認知度等の把握を目的に、労働者に対し条例全般に

	関するアンケート調査を実施した。アンケートの結果については、別紙２のとおりである。 なお、アンケート結果は公契約審議会にも報告し、今後の実施頻度等について意見聴取を行うこととする。
--	--